

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市公民館「分館活動補助金」
補助事業等の目標	地域住民の生涯にわたる学習の機会を充実させる。
補助事業等の対象者	諏訪市内 91 分館
補助対象経費	地域の公民館活動及び生涯学習を推進するための経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	・分館割 6,000 円／一館 ・遠隔地割（強清水、後山、板沢）6,000 円／一館 ・世帯割 予算の範囲内で、分館割及び遠隔地割を除いた額を前年度 10 月 1 日の世帯数により算出。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	91 分館からの実績報告書により、生涯学習課において補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 36 年以前
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 公民館事業、社会教育事業は、継続することが重要である。
情報の公表の方法等	91 分館名、補助金交付金額、分館の事業内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする分館長は、次に掲げる書類を教育委員会の指定する日までに市長に提出しなければならない。 (1) 分館活動補助金交付申請書（様式第 2 号-1） (2) 収支・事業計画書 事業終了後、分館長は、次に掲げる書類を教育委員会の指定する日までに市長に提出しなければならない。 (1) 補助事業等実績報告書（様式第 5 号-1） (2) 収支決算・事業報告書（様式第 5 号-2）
提出書類	(1) 分館活動補助金交付申請書（様式第 2 号-1） (2) 収支・事業計画書 (3) 補助事業等実績報告書（様式第 5 号-1） (4) 収支決算・事業報告書（様式第 5 号-2）
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 生涯学習課 公民館